

大分県大分海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第203号	大分県漁業協同組合	中津市の地先	イ 北緯33-38-33東経131-11-22 ロ 北緯33-39-13東経131-11-26 ハ 北緯33-38-06東経131-14-49 ニ 北緯33-37-34東経131-14-43	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から 11月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	中津市小祝新町、字小祝、大字角木、下正路町、角木町、船頭町、船場町、片端町、大字大塚、大字牛神、大字東浜、大字大新田、大字田尻、大字是則、大字定留及び大字諸田	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第209号	大分県漁業協同組合	中津市の地先	イ 北緯33-37-51東経131-12-00 ロ 北緯33-38-10東経131-12-06 ハ 北緯33-37-40東経131-13-47 ニ 北緯33-37-20東経131-14-18 ホ 北緯33-36-23東経131-14-01 ヘ 北緯33-36-48東経131-12-48 ト 北緯33-36-58東経131-12-50 チ 北緯33-37-23東経131-11-27 リ 北緯33-37-57東経131-11-38	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から 翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	中津市小祝新町、字小祝、大字角木、下正路町、角木町、船頭町、船場町、片端町、大字大塚、大字牛神、大字東浜及び大字大新田	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第402号	大分県漁業協同組合	宇佐市柳ヶ浦の地先	イ 北緯33-34-47東経131-20-30 ロ 北緯33-35-19東経131-20-32 ハ 北緯33-35-25東経131-21-59 ニ 北緯33-34-30東経131-22-08 ホ 北緯33-34-29東経131-22-03 ヘ 北緯33-34-45東経131-22-00 ト 北緯33-34-56東経131-21-24 チ 北緯33-34-55東経131-20-52 リ 北緯33-34-45東経131-20-52	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から 翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宇佐市大字江須賀、大字住江、大字神子山新田、大字郡中新田、大字高砂新田、大字順風新田、貴船町、子安町、住吉町、沖須町及び大字下乙女	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第405号	大分県漁業協同組合	宇佐市大字長洲の地先	イ 北緯33-34-54東経131-22-22 ロ 北緯33-35-29東経131-22-22 ハ 北緯33-35-22東経131-23-45 ニ 北緯33-34-43東経131-23-46	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から 翌年6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宇佐市大字長洲	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第408号	大分県漁業協同組合	宇佐市和間の地先	イ 北緯33-34-43東経131-23-46 ロ 北緯33-35-22東経131-23-45 ハ 北緯33-35-23東経131-24-17 ニ 北緯33-34-47東経131-24-31	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から 翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宇佐市大字嵯木、大字松崎、大字西大塚、大字佐々礼、大字岩保新田、大字久兵衛新田、大字北鶴田新田及び大字南鶴田新田	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第713号	大分県漁業協同組合	国東市国見町向田の地	イ 北緯33-39-25東経131-40-29 ロ 北緯33-39-22東経131-40-32 ハ 北緯33-39-21東経131-40-30 ニ 北緯33-39-24東経131-40-28	第1種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から 翌年6月15日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	国東市国見町	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第810号	大分県漁業協同組合	東国東郡姫島村字両瀬	イ 北緯33-43-24東経131-40-46 ロ 北緯33-43-30東経131-41-31 ハ 北緯33-43-39東経131-41-28 ニ 北緯33-43-28東経131-40-46	第1種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から 翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東国東郡姫島村	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第811号	大分県漁業協同組合	東国東郡姫島村の地先	イ 北緯33-43-23東経131-40-28 ロ 北緯33-43-28東経131-40-31 ハ 北緯33-43-27東経131-40-32 ニ 北緯33-43-22東経131-40-29	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第1270号から126度48分8メートルの点 ロ 基点第1269号から126度 48分8メートルの点 ハ 基点第1269号から126度48分51メートルの点 ニ 基点第1270号から126度48分51メートルの点 基点第1269号 東国東郡姫島村4170番地の5の防波堤北側角 基点第1270号 東国東郡姫島村4170番地の5の防波堤南側角	第1種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から 翌年6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東国東郡姫島村	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第812号	大分県漁業協同組合	東国東郡姫島村の地先	イ 北緯33-43-12東経131-39-07 ロ 北緯33-43-09東経131-39-13 ハ 北緯33-43-06東経131-39-10 ニ 北緯33-43-08東経131-39-05	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第1286号から205度15分151メートルの点 ロ 基点第1286号から161度49分220メートルの点 ハ 基点第1286号から179度05分323メートルの点 ニ 基点第1286号から206度41分281メートルの点 基点第1286号 東国東郡姫島村2301番地の3地先の標識	第1種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から 翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東国東郡姫島村	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第910号	大分県漁業協同組合	国東市国東町富来の地	イ 北緯33-36-50東経131-43-02 ロ 北緯33-37-13東経131-42-43 ハ 北緯33-36-45東経131-42-04 ニ 北緯33-36-21東経131-42-23	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第1263号から355度1,040メートルの点 ロ 基点第1263号から342度1,851メートルの点 ハ 基点第1263号から299度1,800メートルの点 ニ 基点第1263号から277度1,100メートルの点 基点第1263号 国東市国東町国東港富来浦北防波堤灯台	第1種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から 翌年6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	国東市国東町	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第911号	大分県漁業協同組合	国東市国東町重藤の地	基点第77号 北緯33-30-58東経131-43-54 ロ 北緯33-31-03東経131-45-26 ハ 北緯33-31-56東経131-45-26 基点第1264号 北緯33-31-53東経131-44-14	基点第77号、イ、ロ及び基点第1264号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域基点第77号 国東市国東町と同市武蔵町との境界 イ 基点第77号から85度57分2,381メートルの点 ロ 基点第1264号から87度20分1,847メートルの点 基点第1264号 国東市国東町治郎丸川河口左岸南東端角	第1種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から 翌年6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	国東市国東町	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第912号	大分県漁業協同組合	国東市国東町富来の地	イ 北緯33-37-31東経131-42-29 ロ 北緯33-37-59東経131-42-05 ハ 北緯33-37-50東経131-41-52 ニ 北緯33-37-19東経131-42-12	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第1263号から337度57分2,496メートルの点 ロ 基点第1263号から333度39分3,528メートルの点 ハ 基点第1263号から326度48分3,456メートルの点 ニ 基点第1263号から324度44分2,367メートルの点 基点第1263号 国東市国東町国東港富来浦北防波堤灯台	第1種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から 翌年6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	国東市国東町	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第913号	大分県漁業協同組合	国東市国東町富来の地	イ 北緯33-38-07東経131-41-58 ロ 北緯33-38-38東経131-41-33 ハ 北緯33-38-35東経131-41-28 ニ 北緯33-38-01東経131-41-49	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第1263号から333度08分3.819メートルの点 ロ 基点第1290号から48度34分300メートルの点 ハ 基点第1290号から41度01分136メートルの点 ニ 基点第1263号から328度41分3.794メートルの点 基点第1263号 国東市国東町国東港富来浦北防波堤灯台 基点第1290号 国東市国東町来浦漁港北側防波堤の先端北西側角	第1種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から 翌年6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	国東市国東町	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第1010号	大分県漁業協同組合	国東市武蔵町池ノ内の地	イ 北緯33-30-59東経131-44-24 ロ 北緯33-30-59東経131-45-07 ハ 北緯33-30-08東経131-45-07 ニ 北緯33-30-08東経131-44-24	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第77号から88度52分788メートルの点 ロ 基点第77号から88度41分1.891メートルの点 ハ 基点第77号から129度24分2.446メートルの点 ニ 基点第77号から153度07分1.741メートルの点 基点第77号 国東市国東町と同市武蔵町との境界	第1種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から 翌年6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	国東市武蔵町	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第1011号	大分県漁業協同組合	国東市武蔵町池ノ内の地	イ 北緯33-29-39東経131-44-26 ロ 北緯33-29-39東経131-45-07 ハ 北緯33-29-14東経131-45-07 ニ 北緯33-29-14東経131-44-26	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第77号から160度56分2.561メートルの点 ロ 基点第77号から142度01分3.072メートルの点 ハ 基点第77号から149度25分3.716メートルの点 ニ 基点第77号から165度21分3.307メートルの点 基点第77号 国東市国東町と同市武蔵町との境界	第1種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から 翌年6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	国東市武蔵町	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第1110号	大分県漁業協同組合	国東市安岐町塩屋の地	イ 北緯33-27-24東経131-43-37 ロ 北緯33-27-13東経131-44-04 ハ 北緯33-26-38東経131-44-02 ニ 北緯33-26-52東経131-43-30	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第79号から40度8分1.244メートルの点 ロ 基点第79号から67度38分1.570メートルの点 ハ 基点第79号から107度56分1.511メートルの点 ニ 基点第79号から91度53分618メートルの点 基点第79号 国東市と杵築市との境界	第1種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から 翌年6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	国東市安岐町	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第1701号	大分県漁業協同組合	別府市上人ヶ浜町の地	イ 北緯33-19-16東経131-30-08 ロ 北緯33-19-14東経131-30-06 ハ 北緯33-19-00東経131-30-08 ニ 北緯33-18-59東経131-30-17	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第1295号から42度307メートルの点 ロ 基点第1295号から43度227メートルの点 ハ 基点第1295号から138度334メートルの点 ニ 基点第1295号から123度517メートルの点 基点第1295号 別府市上人ヶ浜町332番4地先の防波堤南西端の標識	第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	別府市	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第1702号	大分県漁業協同組合	別府市上人ヶ浜町の地	イ 北緯33-19-13東経131-30-05 ロ 北緯33-19-09東経131-30-01 ハ 北緯33-19-01東経131-30-03 ニ 北緯33-19-01東経131-30-07	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第1295号から44度175メートルの点 ロ 基点第1295号から77度25メートルの点 ハ 基点第1295号から161度241メートルの点 ニ 基点第1295号から142度308メートルの点 基点第1295号 別府市上人ヶ浜町332番4地先の防波堤南西端の標識	第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	別府市	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第1703号	大分県漁業協同組合	別府市大字北石垣の地	イ 北緯33-18-43東経131-30-13 ロ 北緯33-18-41東経131-30-11 ハ 北緯33-18-37東経131-30-11 ニ 北緯33-18-37東経131-30-14	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第1296号から324度208メートルの点 ロ 基点第1296号から324度143メートルの点 ハ 基点第1296号から278度69メートルの点 ニ 基点第1296号から16度9メートルの点 基点第1296号 別府国際観光港第4埠頭北端	第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	別府市	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第2512号	大分県漁業協同組合	臼杵市大字佐志生の地	基点第1100号 北緯33-10-51東経131-49-58 イ 北緯33-10-48東経131-50-05 ロ 北緯33-10-43東経131-50-02 基点第681号 北緯33-10-43東経131-49-59	基点第1100号、イ、ロ及び基点第681号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点第1100号 臼杵市大字佐志生字釜浦の市道佐志生本線擁壁工の標識 イ 基点第1100号から基点第811号見通し線上220メートルの点 ロ 基点第681号から黒島北端見通し線上100メートルの点 基点第681号 臼杵市大字佐志生字尾本3688番地の6の埋立地角の標識 基点第811号 臼杵市大字佐志生字黒島平ばえの標識	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	臼杵市大字佐志生	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第2516号	大分県漁業協同組合	臼杵市大字佐志生の地	基点第676号 北緯33-10-21東経131-49-46 イ 北緯33-10-17東経131-49-54 ロ 北緯33-10-09東経131-49-49	基点第676号、イ、ロ及び基点第677号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点第676号 臼杵市大字佐志生藤田漁港南側防波堤の根基の標識 イ 基点第676号から小三ツ子島頂上見通し線上230メートルの点 ロ 基点第677号から小三ツ子島頂上見通し線上170メートルの点 基点第677号 臼杵市大字佐志生字奥越5876番地(坊主山)の標識	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	臼杵市大字佐志生	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第2701号	大分県漁業協同組合	臼杵市大字諏訪の地先	基点第682号 北緯33-07-37東経131-47-53 イ 北緯33-07-32東経131-47-55 ロ 北緯33-07-43東経131-48-14基点第683号 北緯33-07-47東経131-48-05	基点第682号、イ、ロ及び基点第683号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第682号 臼杵市大字諏訪字ウノノ尾738番地(雄門上流端)の標識 イ 基点第682号から臼杵市大字臼杵68番地の4の防波堤暗渠見通し線上150メートルの点 ロ 基点第683号から臼杵市洲崎埋立地東端見通し線上250メートルの点 基点第683号 臼杵市大字諏訪字村下646番地の8の標識	第1種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	臼杵市大字諏訪及び大字大浜	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第2520号	大分県漁業協同組合	臼杵市大字佐志生の地	イ 北緯33-10-01東経131-49-39 ロ 北緯33-09-59東経131-49-46 ハ 北緯33-09-56東経131-49-45 ニ 北緯33-09-58東経131-49-38	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第1000号から臼杵市はだか島頂上見通し線上180メートルの点 ロ 基点第1000号から臼杵市はだか島頂上見通し線上380メートルの点 ハ 基点第1000号から124度30分399メートルの点 ニ 基点第1000号から140度40分216メートルの点 基点第1000号 臼杵市大字佐志生字折立5184の2番地(しゅんばち鼻)の標識	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで	団体	臼杵市大字佐志生	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積1,000㎡あたり成貝5,000個以内とする。
区第2722号	大分県漁業協同組合	臼杵市大字中津浦の地	イ 北緯33-08-51東経131-49-29 ロ 北緯33-08-48東経131-49-37 ハ 北緯33-08-45東経131-49-35 ニ 北緯33-08-47東経131-49-28	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第1147号から臼杵市大字深江すずれ鼻見通し線上180メートルの点 ロ 基点第1147号から臼杵市大字深江すずれ鼻見通し線上380メートルの点 ハ 基点第1147号から126度45分393メートルの点 ニ 基点第1147号から141度206メートルの点 基点第1147号 臼杵市大字中津浦2番地の1の標識	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで	団体	臼杵市大字大浜及び大字中津浦	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積1,000㎡あたり成貝5,000個以内とする。
区第2723号	大分県漁業協同組合	臼杵市大字深江の地先	基点第404号 北緯33-07-43東経131-52-33 イ 北緯33-07-42東経131-52-39 ロ 北緯33-07-37東経131-52-36 基点第1250号 北緯33-07-37東経131-52-31	基点第404号、イ、ロ及び基点第1250号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第404号 臼杵市大字深江字柿ノ浦(すずれ鼻)の標識 イ 基点第404号から桜鼻見通し線上160メートルの点 ロ 基点第1250号から96度140メートルの点 基点第1250号 臼杵市大字深江字柿ノ浦1089番地の4の標識	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで	団体	臼杵市大字深江	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積1,000㎡あたり成貝5,000個以内とする。
区第2724号	大分県漁業協同組合	臼杵市大字深江の地先	基点第1251号 北緯33-07-35東経131-52-31 イ 北緯33-07-35東経131-52-35 ロ 北緯33-07-31東経131-52-33 基点第1252号 北緯33-07-32東経131-52-29	基点第1251号、イ、ロ及び基点第1252号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1251号 臼杵市大字深江字柿ノ浦1092番地の5の標識 イ 基点第1251号から103度110メートルの点 ロ 基点第1252号から103度116メートルの点 基点第1252号 臼杵市大字深江字柿ノ浦1090番地の1の標識	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで	団体	臼杵市大字深江	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積1,000㎡あたり成貝5,000個以内とする。
区第2820号	大分県漁業協同組合	津久見市大字長目字伊	基点第396号 北緯33-06-11東経131-53-29 イ 北緯33-06-12東経131-53-25 ロ 北緯33-06-20東経131-53-25 基点第500号 北緯33-06-20東経131-53-38	基点第396号、イ、ロ及び基点第500号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第396号 津久見市大字長目2654番地(黒島西端)の標識 イ 基点第396号から基点第578号見通し線上100メートルの点 ロ 基点第500号から289度49分380メートルの点 基点第500号 津久見市大字長目黒島北端の標識 基点第578号 津久見市大字長目字浦代221番地長目崎東端の標識	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで	団体	津久見市大字長目	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積1,000㎡あたり成貝5,000個以内とする。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第2821号	大分県漁業協同組合	津久見市大字網代浦の	基点第385号 北緯33-04-03東経131-55-16 基点第386号 北緯33-04-11東経131-55-10 イ 北緯33-04-12東経131-55-14 ロ 北緯33-04-05東経131-55-19	基点第385号、基点第386号、イ、ロ及び基点第385号の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第385号 津久見市大字網代等浦の標識 基点第386号 津久見市大字網代網代島えびす神社鳥居の中央 イ 基点第386号から府高造船所跡北端見通し線上100メートルの点 ロ 基点第385号から底はえ鼻の標識見通し線上100メートルの点	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	津久見市大字網代	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積1,000㎡あたり成貝5,000個以内とする。
区第3920号	大分県漁業協同組合	佐伯市鶴見大字羽出浦	基点第519号 北緯32-57-18東経132-00-16 イ 北緯32-57-18東経132-00-20 ロ 北緯32-57-07東経132-00-12 ハ 北緯32-57-08東経132-00-10 ニ 北緯32-57-13東経132-00-14	基点第519号、イ、ロ、ハ、ニ及び基点第1253号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第519号 佐伯市鶴見大字羽出浦矢石鼻 イ 基点第519号から基点第171号見通し線上100メートルの点 ロ 基点第1253号から185度230メートルの点 ハ 基点第1253号から195度200メートルの点 ニ 基点第1253号から基点第1042号見通し線上60メートルの点 基点第1253号 佐伯市鶴見大字羽出浦字矢石鼻4番地1先の標識 基点第171号 佐伯市鶴見大字中越浦と同市鶴見大字丹賀浦との境界(宇土崎) 基点第1042号 佐伯市鶴見大字中越浦字高ナギ566番地3の標識	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市鶴見大字羽出浦	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積1,000㎡あたり成貝5,000個以内とする。
区第3921号	大分県漁業協同組合	佐伯市鶴見大字中越浦	基点第1041号 北緯32-56-24東経132-01-21 イ 北緯32-56-30東経132-01-24 ロ 北緯32-56-30東経132-01-28 基点第1246号 北緯32-56-18東経132-01-33	基点第1041号、イ、ロ及び基点第1246号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1041号 佐伯市鶴見大字中越浦字宇戸島頂上見通し線上180メートルの点 イ 基点第1041号から佐伯市鶴見大字中越浦字宇戸島頂上見通し線上180メートルの点と基点第1042号から佐伯市上浦大字最勝海浦高平山頂上見通し線上300メートルの点とを結んだ直線と基点第1246号から同市上浦大字最勝海浦高平山頂上見通し線の交点 基点第1246号 佐伯市鶴見大字中越浦字高ナギ540番地1先の標識 基点第1042号 佐伯市鶴見大字中越浦字高ナギ566番地3の標識	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市鶴見大字中越浦	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積1,000㎡あたり成貝5,000個以内とする。
区第4020号	大分県漁業協同組合	佐伯市鶴見大字丹賀浦	基点第470号 北緯32-57-13東経132-02-01 イ 北緯32-57-10東経132-02-16 基点第1266号 北緯32-57-01東経132-02-07	基点第470号、イ及び基点第1266号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第470号 佐伯市鶴見大字丹賀浦字岩屋2番地1(宇土崎小脇の鼻)の標識 イ 基点第470号と基点第471号から佐伯市鶴見大字大島高手島北東端見通し線上300メートルの点とを結んだ直線と基点第1266号から佐伯市鶴見大字大島高手島頂上見通し線の交点 基点第1266号 佐伯市鶴見大字丹賀浦黒岩の浜の標識 基点第471号 佐伯市鶴見大字丹賀浦赤鼻の標識	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市鶴見大字丹賀浦及び大字梶寄浦	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積1,000㎡あたり成貝5,000個以内とする。
区第4420号	大分県漁業協同組合	佐伯市蒲江大字畑野浦	イ 北緯32-51-11東経131-57-11 ロ 北緯32-51-13東経131-57-14 ハ 北緯32-51-16東経131-57-12 ニ 北緯32-51-14東経131-57-09	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第1241号から292度110メートルの点 ロ 基点第1241号から348.5度110メートルの点 ハ 基点第1241号から335.5度202.5メートルの点 ニ 基点第1241号から306度200メートルの点 基点第1241号 佐伯市蒲江大字畑野浦字釜ノ浦ウシケ鼻の先端の標識	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市蒲江大字畑野浦及び大字楠本浦	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積1,000㎡あたり成貝5,000個以内とする。
区第4521号	大分県漁業協同組合	佐伯市蒲江大字蒲江浦	基点第223号 北緯32-47-20東経131-54-24 イ 北緯32-47-20東経131-54-32 ロ 北緯32-47-32東経131-54-29 基点第224号 北緯32-47-32東経131-54-24	基点第223号、イ、ロ及び基点第224号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第223号 佐伯市蒲江大字蒲江浦字赤石5091番地(えびあじろ鼻)の標識 イ 基点第223号から基点第226号見通し線上200メートルの点 ロ 基点第224号から基点第225号見通し線上150メートルの点 基点第224号 佐伯市蒲江大字蒲江浦小蒲江漁港新防波堤の根基の標識 基点第225号 佐伯市蒲江大字蒲江浦字米ツク4634番地(よこあじろ鼻)の標識 基点第226号 佐伯市蒲江大字蒲江浦字米ツク4632番地1(よこいち)の標識	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市蒲江大字蒲江浦及び大字猪串浦	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積1,000㎡あたり成貝5,000個以内とする。
区第4621号	大分県漁業協同組合	佐伯市蒲江大字丸市尾	基点第1258号 北緯32-47-06東経131-52-53 イ 北緯32-47-06東経131-52-49 ロ 北緯32-46-38東経131-53-03 基点第1304号 北緯32-46-42東経131-53-11	基点第1258号、イ、ロ及び基点第1304号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1258号 佐伯市蒲江大字丸市尾浦大ヨケ鼻突端の標識 基点第1258号から274度2分17.2メートルの点 ロ 基点第1304号から245度3分220メートルの点 基点第1304号 佐伯市蒲江大字丸市尾浦オヅルミズの標識	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和6年10月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市蒲江大字森崎浦、大字野々河内浦、大字丸市尾浦、大字葛原浦及び大字波当津浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第2530号	大分県漁業協同組合	臼杵市大字佐志生及び	イ 北緯33-09-41東経131-50-30 ロ 北緯33-09-32東経131-50-01 ハ 北緯33-09-57東経131-49-47 ニ 北緯33-10-06東経131-50-16	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	臼杵市大字佐志生、大字下ノ江、大字中津浦、大字大浜、大字諏訪、大字臼杵、大字坂知屋、大字大泊、大字風成及び大字深江	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第2730号	大分県漁業協同組合	臼杵市大字大泊字津久	イ 北緯33-08-17東経131-51-24 ロ 北緯33-08-12東経131-51-14 ハ 北緯33-08-24東経131-51-06 ニ 北緯33-08-28東経131-51-17	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	臼杵市大字大泊	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第2830号	大分県漁業協同組合	津久見市大字千怒の地	基点第391号 北緯33-04-46東経131-52-58 イ 北緯33-04-45東経131-52-49 ロ 北緯33-04-43東経131-52-54	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	津久見市大字千怒及び高洲町	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第2831号	大分県漁業協同組合	津久見市大字網代の地	基点第374号 北緯33-05-12東経131-55-53 基点第1199号 北緯33-05-11東経131-55-50 基点第1200号 北緯33-05-10東経131-55-48 イ 北緯33-04-50東経131-55-45 基点第377号 北緯33-04-48東経131-55-58	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	津久見市大字網代、大字日見及び高洲町	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第2833号	大分県漁業協同組合	津久見市大字長目字楠	イ 北緯33-07-00東経131-54-12 ロ 北緯33-06-47東経131-54-18 ハ 北緯33-06-56東経131-54-46 ニ 北緯33-07-10東経131-54-39	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	津久見市大字長目及び高洲町	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第2834号	大分県漁業協同組合	津久見市大字四浦の地	基点第373号 北緯33-05-44東経131-56-31 イ 北緯33-05-04東経131-56-33 基点第1061号 北緯33-05-01東経131-56-14	第1種区画漁業	くらまぐろ小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	津久見市大字四浦字荒代、同字鳩浦及び高洲町	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が21、600平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状：長方形、規格：30メートル×40メートル、台数：2台 形状：長方形、規格：40メートル×60メートル、台数：8台 3 天然種苗と人工種苗を同一の養殖生簀で養殖しないこと。ただし、天然種苗と人工種苗を明確に識別できる場合はこの限りでない。
区第2835号	大分県漁業協同組合	津久見市大字四浦の地	基点第373号 北緯33-05-44東経131-56-31 イ 北緯33-05-38東経131-56-31 ロ 北緯33-05-42東経131-56-35 ハ 北緯33-05-04東経131-56-37 基点第1061号 北緯33-05-01東経131-56-14	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	津久見市大字四浦字荒代、同字鳩浦及び高洲町	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第2840号	大分県漁業協同組合	津久見市大字四浦字田	イ 北緯33-04-32東経131-58-54 ロ 北緯33-04-22東経131-58-54 ハ 北緯33-04-22東経131-59-06 ニ 北緯33-04-32東経131-59-06	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	津久見市大字四浦(字荒代及び字鳩浦を除く。)	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第2841号	大分県漁業協同組合	津久見市大字四浦字田	イ 北緯33-04-32東経131-58-54 ロ 北緯33-04-22東経131-58-54 ハ 北緯33-04-22東経131-59-06 ニ 北緯33-04-32東経131-59-06	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第1205号から293度582メートルの点 ロ 基点第1205号から281度544メートルの点 ハ 基点第1205号から251度256メートルの点 ニ 基点第1205号から310度321メートルの点 基点第1205号 津久見市大字四浦字田ノ浦四浦漁港田ノ浦西防波堤の突端	第1種区画漁業	くろまぐる小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	津久見市大字四浦(字荒代及び字嶋浦を除く。)	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が9,034平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状:円形、規格:直径30メートル、台数:3台 形状:円形、規格:直径20メートル、台数:1台 形状:長方形、規格:80メートル×40メートル、台数:2台 形状:正方形、規格:10メートル×10メートル、台数:2台 3 当該漁業権に係る漁場の区域において天然種苗の活込みを行ってはならない。なお、「天然種苗の活込み」とは、天然から採捕したくろまぐるを、初めて区画漁業権の設定された海面の養殖の用に供する施設に投入することをいう。 4 天然種苗と人工種苗を同一の養殖生簀で養殖しないこと。ただし、天然種苗と人工種苗を明確に識別できる場合はこの限りでない。
区第3030号	大分県漁業協同組合	津久見市大字保戸島の	基点第1148号 北緯33-06-11東経132-00-21 イ 北緯33-06-11東経132-00-20 ロ 北緯33-06-05東経132-00-15 ハ 北緯33-06-00東経132-00-10 基点第1184号 北緯33-05-56東経132-00-12	基点第1148号、イ、ロ、ハ及び基点第1184号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1148号 津久見市大字保戸島地下南防波堤と新地物揚場の交点 イ 基点第1148号から276度18メートルの点 ロ 基点第1148号から218度243メートルの点 ハ 基点第1184号から334度135メートルの点 基点第1184号 津久見市大字保戸島カモンバエ北端	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	津久見市大字保戸島	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第3230号	大分県漁業協同組合	佐伯市上浦大字最勝海	イ 北緯33-02-49東経131-57-12 ロ 北緯33-02-16東経131-57-11 ハ 北緯33-02-17東経131-56-33 ニ 北緯33-02-49東経131-56-33	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第848号から140度376メートルの点 ロ 基点第848号から170度1,309メートルの点 ハ 基点第848号から211度1,492メートルの点 ニ 基点第848号から250度808メートルの点 基点第848号 佐伯市上浦大字最勝海浦字数増4928番地3の標識	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市上浦大字最勝海浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第3231号	大分県漁業協同組合	佐伯市上浦大字最勝海	イ 北緯33-02-33東経131-57-11 ロ 北緯33-02-16東経131-57-11 ハ 北緯33-02-17東経131-56-33 ニ 北緯33-02-33東経131-56-33	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第848号から164度823メートルの点 ロ 基点第848号から170度1,309メートルの点 ハ 基点第848号から211度1,492メートルの点 ニ 基点第848号から225度1,091メートルの点 基点第848号 佐伯市上浦大字最勝海浦字数増4928番地3の標識	第1種区画漁業	くろまぐる小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市上浦大字最勝海浦	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が50,580平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状:長方形、規格:80メートル×48メートル、台数:12台 形状:長方形、規格:50メートル×30メートル、台数:3台 3 当該漁業権に係る漁場の区域において天然種苗の活込みを行ってはならない。なお、「天然種苗の活込み」とは、天然から採捕したくろまぐるを、初めて区画漁業権の設定された海面の養殖の用に供する施設に投入することをいう。 4 天然種苗と人工種苗を同一の養殖生簀で養殖してはならない。ただし、天然種苗と人工種苗を明確に識別できる場合はこの限りでない。
区第3237号	大分県漁業協同組合	佐伯市上浦大字浅海井	イ 北緯33-02-27東経131-55-29 ロ 北緯33-02-27東経131-55-44 ハ 北緯33-02-14東経131-55-44 ニ 北緯33-02-14東経131-55-29	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第1176号から44度616メートルの点 ロ 基点第1176号から61度939メートルの点 ハ 基点第1176号から87度829メートルの点 ニ 基点第1176号から84度430メートルの点 基点第1176号 佐伯市上浦大字浅海井浦2396番地1(暗渠)の標識	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市上浦大字浅海井浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第3238号	大分県漁業協同組合	佐伯市上浦大字最勝海	イ 北緯33-02-42東経131-59-06 ロ 北緯33-02-28東経131-59-06 ハ 北緯33-02-20東経131-58-53 ニ 北緯33-02-15東経131-58-39 ホ 北緯33-02-38東経131-58-39	第1種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市上浦大字最勝海浦	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が64,680平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状：長方形、規格：77メートル×42メートル、台数：20台 3 当該漁業権に係る漁場の区域において天然種苗の活込みを行ってはならない。なお、「天然種苗の活込み」とは、天然から採捕したくろまぐろを、初めて区画漁業権の設定された海面の養殖の用に供する施設に投入することをいう。 4 天然種苗と人工種苗を同一の養殖生簀で養殖してはならない。ただし、天然種苗と人工種苗を明確に識別できる場合はこの限りでない。
区第3239号	大分県漁業協同組合	佐伯市上浦大字最勝海	イ 北緯33-02-38東経131-58-35 ロ 北緯33-02-15東経131-58-35 ハ 北緯33-02-18東経131-58-37 ニ 北緯33-02-39東経131-58-08	第1種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市上浦大字最勝海浦	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が56、595平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状：長方形、規格：38、5メートル×42メートル、台数：35台 3 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、179尾を超えてはならない。なお、「天然種苗の活込尾数」とは、天然から採捕したくろまぐろを、初めて区画漁業権の設定された海面の養殖の用に供する施設に投入した時の、当該くろまぐろの尾数をいう。 4 天然種苗と人工種苗を同一の養殖生簀で養殖しないこと。ただし、天然種苗と人工種苗を明確に識別できる場合はこの限りでない。
区第3240号	大分県漁業協同組合	佐伯市上浦大字最勝海	イ 北緯33-03-54東経132-00-24 ロ 北緯33-04-00東経132-00-31 ハ 北緯33-03-49東経132-00-42 ニ 北緯33-03-42東経132-00-32 ホ 北緯33-03-50東経132-00-24	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	4月1日から 9月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市上浦大字最勝海浦	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 当該漁業権に係る区画漁業で養殖される魚は、区第3230号に係る区画漁業で養殖の用に供される施設から移送されたものでなければならない。
区第3241号	大分県漁業協同組合	佐伯市上浦大字最勝海	イ 北緯33-03-54東経132-00-24 ロ 北緯33-04-06東経132-00-39 ハ 北緯33-03-55東経132-00-50 ニ 北緯33-03-42東経132-00-32 ホ 北緯33-03-50東経132-00-24	第1種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	4月1日から 9月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市上浦大字最勝海浦	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 当該漁業権に係る区画漁業で養殖されるくろまぐろは、区第3231号、区第3238号又は区第3239号に係る区画漁業で養殖の用に供される施設から移送されたものでなければならない。
区第3331号	大分県漁業協同組合	佐伯市大字護江彦島の	基点第481号 北緯33-00-46東経131-54-31 イ 北緯33-00-48東経131-54-28 ロ 北緯33-00-55東経131-54-42 ハ 北緯33-00-57東経131-54-47 ニ 北緯33-00-50東経131-54-50 ホ 北緯33-00-34東経131-54-46 基点第1043号 北緯33-00-34東経131-54-44	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市大字護江、大字狩生及び大字二栄	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第3530号	大分県漁業協同組合	佐伯市大字片神浦の地	基点第445号、イ、ロ及び基点第855号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第445号 佐伯市大字片神浦ドウダテの標識 イ 基点第445号から基点第149号見通し線上150メートルの点 ロ 基点第855号から佐伯市大字護江彦島の南から1番目の山頂見通し線上150メートルの点 基点第855号 佐伯市大字片神浦1番地2と同2番地2の境界の標識 基点第149号 佐伯市大字護江彦島南端 基点第1007号、イ、ロ及び基点第855号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1007号 佐伯市大字高松浦金比羅の鼻の標識 イ 基点第1007号から佐伯市大字護江彦島の送電線鉄塔北見通し線上150メートルの点 ロ 基点第855号から佐伯市大字護江彦島の南から1番目の山頂見通し線上150メートルの点 基点第855号 佐伯市大字片神浦1番地2と同2番地2の境界の標識 基点第149号 佐伯市大字護江彦島南端	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市大字片神浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	
区第3531号	大分県漁業協同組合	佐伯市大字高松浦の地	基点第1007号 北緯33-00-35東経131-55-11 イ 北緯33-00-36東経131-55-06 ロ 北緯33-00-29東経131-55-03 基点第855号 北緯33-00-29東経131-55-08	基点第1007号、イ、ロ及び基点第855号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1007号 佐伯市大字高松浦金比羅の鼻の標識 イ 基点第1007号から佐伯市大字護江彦島の送電線鉄塔北見通し線上150メートルの点 ロ 基点第855号から佐伯市大字護江彦島の南から1番目の山頂見通し線上150メートルの点 基点第855号 佐伯市大字片神浦1番地2と同2番地2の境界の標識	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市大字高松浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第3532号	大分県漁業協同組合	佐伯市大字久保浦の地	基点第156号 北緯32-59-43東経131-54-52 イ 北緯32-59-48東経131-54-48 ロ 北緯32-59-53東経131-54-57 基点第1143号 北緯32-59-49東経131-55-00	基点第156号、イ、ロ及び基点第1143号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第156号 佐伯市大字久保浦大久保鼻西の鼻 イ 基点第156号から324度160メートルの点 ロ 基点第1143号から基点第149号見通し線上160メートルの点 基点第1143号 佐伯市大字久保浦字内原214番地(北突端)の標識 基点第149号 佐伯市大字護江彦島南端	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市大字久保浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第3535号	大分県漁業協同組合	佐伯市大字守後浦の地	イ 北緯32-59-18東経131-54-32 ロ 北緯32-59-28東経131-54-35 ハ 北緯32-59-27東経131-54-38 ニ 北緯32-59-17東経131-54-35	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第157号から佐伯市大字護ヶ浦下り松鼻見通し線上140メートルの点 ロ 基点第1132号から290度150メートルの点 ハ 基点第1132号から290度50メートルの点 ニ 基点第157号から佐伯市大字護ヶ浦下り松鼻見通し線上40メートルの点 基点第157号 佐伯市大字守後浦424番地(守後鼻)の標識 基点第1132号 佐伯市大字守後浦753番地1の地先の標識	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市大字守後浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第3630号	大分県漁業協同組合	佐伯市大字片神浦字竹	イ 北緯32-59-54東経131-55-50 ロ 北緯32-59-59東経131-55-43 ハ 北緯32-59-53東経131-55-39 ニ 北緯32-59-49東経131-55-42	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第444号から基点第1187号見通し線上100メートルの点 ロ 基点第444号から基点第1187号見通し線上340メートルの点 ハ 基点第1133号から基点第1134号見通し線上190メートルの点 ニ 基点第1133号から基点第1134号見通し線上40メートルの点 基点第444号 佐伯市大字片神浦1290番地と大字塩内浦1番地の境界の標識 基点第1133号 佐伯市大字片神浦1120の2番地の地先の標識 基点第1134号 佐伯市大字片神浦667番地と大字片神浦668番地2の境界の地先の標識 基点第1187号 佐伯市大字片神浦667番地2と大字日向泊浦1069番地の境界の標識	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市大字片神浦字竹ヶ谷	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第3631号	大分県漁業協同組合	佐伯市大字荒網代浦片	基点第1202号 北緯32-59-44東経131-57-16 イ 北緯32-59-45東経131-57-06 ロ 北緯32-59-32東経131-57-08 基点第1033号 北緯32-59-36東経131-57-18	基点第1202号、イ、ロ及び基点第1033号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1202号 佐伯市大字荒網代浦片白島北端 イ 基点第1202号から佐伯市大入島元ヶ鼻見通し線上280メートルの点 ロ 基点第1033号から佐伯市大入島トウノ鼻見通し線上280メートルの点 基点第1033号 佐伯市大字荒網代浦片白島南の鼻の標識	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市大字荒網代浦、大字塩内浦、大字日向泊浦及び大字片神浦字竹ヶ谷	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第3632号	大分県漁業協同組合	佐伯市大字日向泊浦の	基点第1102号 北緯33-00-18東経131-56-03 イ 北緯33-00-14東経131-56-07 ロ 北緯32-59-58東経131-55-44 ハ 北緯32-59-55東経131-55-49 ニ 北緯33-00-17東経131-56-16 ホ 北緯33-00-22東経131-56-07	基点第1102号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ及び基点第1102号の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第1102号 佐伯市大字日向泊浦字中アジロ949番地2の標識 イ 基点第1102号から佐伯市大字塩内浦の大羽山東端見通し線上150メートルの点 ロ 基点第444号から基点第1187号見通し線上300メートルの点 ハ 基点第444号から基点第1187号見通し線上150メートルの点 ニ 基点第1101号から基点第1033号見通し線上340メートルの点 ホ 基点第1101号から基点第1033号見通し線上50メートルの点 基点第444号 佐伯市大字片神浦1290番地と大字塩内浦1番地の境界の標識 基点第1033号 佐伯市大字荒網代浦片白島南の鼻の標識 基点第1101号 佐伯市大字日向泊浦字カゲノ浦702番地の標識 基点第1187号 佐伯市大字片神浦667番地2と大字日向泊浦1069番地の境界の標識	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市大字日向泊浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第3830号	大分県漁業協同組合	佐伯市鶴見大字有明浦	基点第779号 北緯32-56-44東経131-58-37 イ 北緯32-56-44東経131-58-43 ロ 北緯32-56-37東経131-58-42 基点第780号 北緯32-56-37東経131-58-34	基点第779号、イ、ロ及び基点第780号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第779号 佐伯市鶴見大字有明浦字小網代25番地の標識 イ 基点第779号から佐伯市鶴見大字有明浦の甲点見通し線上150メートルの点 ロ 基点第780号から97度200メートルの点 基点第780号 佐伯市鶴見大字有明浦字小網代31番地の標識	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市鶴見大字有明浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第3831号	大分県漁業協同組合	佐伯市鶴見大字有明浦	基点第289号 北緯32-57-13東経131-59-21 イ 北緯32-57-13東経131-59-18 ロ 北緯32-56-59東経131-59-24 基点第290号 北緯32-57-04東経131-59-34	基点第289号、イ、ロ及び基点第290号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第289号 佐伯市鶴見大字有明浦切の島の標識 イ 基点第289号から261度44分97メートルの点 ロ 基点第290号から234度53分307メートルの点 基点第290号 佐伯市鶴見大字有明浦1574番地(排水管中央)の標識	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市鶴見大字有明浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第3832号	大分県漁業協同組合	佐伯市鶴見大字冲松浦	基点第1229号 北緯32-57-23東経131-57-36 イ 北緯32-57-21東経131-57-27 ロ 北緯32-57-06東経131-57-38 ハ 北緯32-57-09東経131-57-45 ニ 北緯32-57-15東経131-57-43 基点第1292号 北緯32-57-16東経131-57-44	基点第1229号、イ、ロ、ハ、ニ及び基点第1292号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1229号 佐伯市鶴見大字冲松浦字塚野1254番地11の地先の埋立地南側の突端の標識 イ 基点第1229号から257度260メートルの点 ロ 基点第1230号から佐伯市鶴見大字地松浦水産物流通加工センター中突堤突端南側見通し線上272メートルの点 ハ 基点第1230号から佐伯市鶴見大字地松浦水産物流通加工センター中突堤突端南側見通し線上68メートルの点 ニ 基点第1292号から237度40メートルの点 基点第1292号 佐伯市鶴見大字冲松浦字ウバガ浦1249番地6地先の1246番地20の防波堤の標識 基点第1230号 佐伯市鶴見大字冲松浦字ウバガ浦1246番地18地先の1246番地20の防波堤の標識	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市鶴見大字冲松浦及び大字地松浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第3833号	大分県漁業協同組合	佐伯市鶴見大字冲松浦	基点第1014号 北緯32-57-20東経131-58-11 イ 北緯32-57-28東経131-58-13 基点第1015号 北緯32-57-25東経131-58-21	基点第1014号、イ及び基点第1015号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1014号 佐伯市鶴見大字冲松浦1384の2番地(旧防波堤突端の西角)の標識 イ 基点第1014号と佐伯市鶴見西ノ瀬川浮標とを結んだ直線と、基点第1015号と佐伯市鶴見三栗島頂上とを結んだ直線との交点 基点第1015号 佐伯市鶴見大字冲松浦1395の3番地の標識	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市鶴見大字冲松浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第3834号	大分県漁業協同組合	佐伯市鶴見大字冲松浦	基点第1016号 北緯32-57-30東経131-58-16 イ 北緯32-57-31東経131-58-14 ロ 北緯32-57-39東経131-58-17 基点第1017号 北緯32-57-37東経131-58-23	基点第1016号、イ、ロ及び基点第1017号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1016号 佐伯市鶴見大字冲松浦1403番地(旧防波堤突端の東角)の標識 イ 基点第1014号と佐伯市鶴見西ノ瀬川浮標とを結んだ直線と、基点第1016号と佐伯市鶴見島ノはえ頂上とを結んだ直線との交点 ロ 基点第1014号と佐伯市鶴見西ノ瀬川浮標とを結んだ直線と、基点第1017号と佐伯市鶴見八島頂上とを結んだ直線との交点 基点第1017号 佐伯市鶴見大字冲松浦1416の1番地と同1418番地の境界の標識 基点第1014号 佐伯市鶴見大字冲松浦1384の2番地(旧防波堤突端の西角)の標識	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市鶴見大字冲松浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第3835号	大分県漁業協同組合	佐伯市鶴見大字有明浦	イ 北緯32-56-58東経131-59-27 ロ 北緯32-56-56東経131-59-25 ハ 北緯32-56-54東経131-59-31 ニ 北緯32-56-58東経131-59-33 ホ 北緯32-56-59東経131-59-28 ヘ 北緯32-56-58東経131-59-28	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第1268号から233度8分15メートルの点 ロ 基点第1268号から210度39分94メートルの点 ハ 基点第1268号から142度18分169メートルの点 ニ 基点第1268号から94度5分144メートルの点 ホ 基点第1268号から57度40分32メートルの点 ヘ 基点第1268号から138度11分19メートルの点 基点第1268号 佐伯市鶴見大字有明浦有明漁港浦北側防波堤突端	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市鶴見大字有明浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第3836号	大分県漁業協同組合	佐伯市鶴見大字有明浦	イ 北緯32-56-58東経131-59-27 ロ 北緯32-56-56東経131-59-25 ハ 北緯32-56-54東経131-59-31 ニ 北緯32-56-58東経131-59-33 ホ 北緯32-56-59東経131-59-28 ヘ 北緯32-56-58東経131-59-28	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第1268号から233度8分15メートルの点 ロ 基点第1268号から210度39分94メートルの点 ハ 基点第1268号から142度18分169メートルの点 ニ 基点第1268号から94度5分144メートルの点 ホ 基点第1268号から57度40分32メートルの点 ヘ 基点第1268号から138度11分19メートルの点 基点第1268号 佐伯市鶴見大字有明浦有明漁港浦北側防波堤突端	第1種区画漁業	くらまぐろ小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市鶴見大字有明浦	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 当該漁業種に係る区画漁業で用いられる養殖用稚苗は、人工稚苗でなくてはならない。
区第3930号	大分県漁業協同組合	佐伯市鶴見大字羽出浦	基点第781号 北緯32-56-59東経131-59-54 イ 北緯32-56-54東経132-00-02 ロ 北緯32-56-51東経131-59-57 基点第782号 北緯32-56-57東経131-59-51	基点第781号、イ、ロ及び基点第782号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第781号 佐伯市鶴見大字羽出浦205番地の標識 イ 基点第781号から佐伯市鶴見大字中越浦字島江500番地1龍宮の南西端見通し線上250メートルの点 ロ 基点782号から佐伯市鶴見大字羽出浦沖のはえ見通し線上250メートルの点 基点第782号 佐伯市鶴見大字羽出浦219番地の標識	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市鶴見大字羽出浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第3931号	大分県漁業協同組合	佐伯市鶴見大字羽出浦	イ 北緯32-56-31東経131-59-55 ロ 北緯32-56-30東経132-00-03 ハ 北緯32-56-25東経132-00-00 ニ 北緯32-56-25東経131-59-53	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市鶴見大字羽出浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第4130号	大分県漁業協同組合	佐伯市鶴見大字大島の	イ 北緯32-58-43東経132-03-46 ロ 北緯32-58-52東経132-03-59 ハ 北緯32-58-34東経132-04-18 ニ 北緯32-58-25東経132-04-06	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市鶴見	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第4131号	大分県漁業協同組合	佐伯市鶴見大字大島の	イ 北緯32-58-43東経132-03-46 ロ 北緯32-58-50東経132-03-55 ハ 北緯32-58-32東経132-04-14 ニ 北緯32-58-28東経132-04-10 ホ 北緯32-58-34東経132-04-03 ヘ 北緯32-58-32東経132-04-01	第1種区画漁業	くらまぐろ小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市鶴見	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が13.738平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状：円形、規格：直径25メートル、台数：28台 3 当該区画漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、合計で2,568尾を超えてはならない。なお、「天然種苗の活込尾数」とは、天然から採捕したくらまぐろを、初めて区画漁業権の設定された海面の養殖の用に供する施設に投入した時の、当該くらまぐろの尾数をいう。 4 天然種苗と人工種苗を同一の養殖生簀で養殖しないこと。ただし、天然種苗と人工種苗を明確に識別できる場合はこの限りでない。
区第4133号	大分県漁業協同組合	佐伯市鶴見大字大島の	イ 北緯32-58-32東経132-04-01 ロ 北緯32-58-34東経132-04-03 ハ 北緯32-58-28東経132-04-10 ニ 北緯32-58-25東経132-04-06	第1種区画漁業	くらまぐろ小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市鶴見大字大島及び大字地松浦206番地25	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
区第4330号	大分県漁業協同組合	佐伯市米水津大字小浦	基点第284号 北緯32-54-54東経131-59-36 イ 北緯32-54-52東経131-59-32 ロ 北緯32-54-41東経131-59-40 基点第277号 北緯32-54-42東経131-59-42	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市米水津大字小浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第4331号	大分県漁業協同組合	佐伯市米水津大字小浦	基点第282号 北緯32-55-05東経131-59-34 基点第284号 北緯32-54-54東経131-59-36	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市米水津大字小浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第4334号	大分県漁業協同組合	佐伯市米水津大字竹野	基点第280号 北緯32-55-20東経131-59-23 イ 北緯32-55-20東経131-59-20 ロ 北緯32-55-02東経131-59-20 ハ 北緯32-54-56東経131-59-28 ニ 北緯32-55-09東経131-59-33 ホ 北緯32-55-11東経131-59-31 ヘ 北緯32-55-13東経131-59-30 基点第1216号 北緯32-55-15東経131-59-27	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市米水津大字竹野浦及び大字小浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第4335号	大分県漁業協同組合	佐伯市米水津大字浦代	基点第278号 北緯32-55-09東経131-59-10 イ 北緯32-55-05東経131-59-08 ロ 北緯32-55-12東経131-58-53 基点第309号 北緯32-55-16東経131-58-55	基点第278号、イ、ロ及び基点第309号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第278号 佐伯市米水津大字浦代浦字平間2番地の標識 イ 基点第278号から基点第1235号見通し線上110メートルの点 ロ 基点第309号から佐伯市米水津大字浦代浦愛宕橋西北端見通し線上150メートルの点 基点第309号 佐伯市米水津大字浦代浦字うどの口120番地の標識 基点第1235号 佐伯市米水津大字浦代浦中ノ鼻の標識	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市米水津大字浦代浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第4336号	大分県漁業協同組合	佐伯市米水津大字色利浦	基点第275号 北緯32-53-54東経131-59-16 イ 北緯32-53-33東経131-59-23 基点第1189号 北緯32-53-31東経131-59-09	基点第275号、イ及び基点第1189号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第275号 佐伯市米水津大字色利浦296番地(さざえ鼻)の標識 イ 基点第274号と基点第275号とを結んだ直線と、基点第1189号と基点第1198号とを結んだ直線との交点 基点第1189号 佐伯市米水津大字色利浦1331番地1地先の物揚場北側基部の標識 基点第274号 佐伯市米水津大字宮野浦1番地2と同市米水津大字色利浦1268番地1との境界の標識 基点第1198号 佐伯市米水津大字宮野浦旧新波止北側突堤の先端の標識	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市米水津大字色利浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第4337号	大分県漁業協同組合	佐伯市米水津大字宮野浦	基点第272号 北緯32-53-58東経131-59-44 イ 北緯32-53-56東経131-59-28 ロ 北緯32-53-42東経131-59-29 基点第1194号 北緯32-53-45東経131-59-42	基点第272号、イ、ロ及び基点第1194号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第272号 佐伯市米水津大字宮野浦813番地(松切鼻の北端)の標識 イ 基点第272号から基点第275号見通し線上400メートルの点 ロ 基点第1194号から基点第1195号見通し線上360メートルの点 基点第1194号 佐伯市米水津大字色利浦字内庭浦1816番地の標識 基点第275号 佐伯市米水津大字色利浦296番地(さざえ鼻)の標識 基点第1195号 佐伯市米水津大字色利浦344番地2(色利地区センター北端)	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市米水津大字宮野浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第4338号	大分県漁業協同組合	佐伯市米水津大字小浦	イ 北緯32-54-40東経131-59-41 ロ 北緯32-54-39東経131-59-41 ハ 北緯32-54-34東経131-59-50 ニ 北緯32-54-35東経131-59-51	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第277号から基点第275号見通し線上50メートルの点 ロ 基点第277号から基点第275号見通し線上100メートルの点 ハ 基点第287号から基点第275号見通し線上100メートルの点 ニ 基点第287号から基点第275号見通し線上50メートルの点 基点第275号 佐伯市米水津大字色利浦296番地(さざえ鼻)の標識 基点第277号 佐伯市米水津大字浦代浦字荒戸652番地(大小島西端)の標識 基点第287号 佐伯市米水津大字浦代浦字荒戸652番地(テンバエの網とり岩)の標識	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市米水津大字小浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第4339号	大分県漁業協同組合	佐伯市米水津大字浦代浦	基点第278号 北緯32-55-09東経131-59-10 イ 北緯32-55-05東経131-59-08 ロ 北緯32-55-05東経131-59-16 ハ 北緯32-55-21東経131-59-18 基点第310号 北緯32-55-21東経131-59-16	基点第278号、イ、ロ、ハ及び基点第310号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第278号 佐伯市米水津大字浦代浦字平間2番地の標識 イ 基点第278号から基点第1235号見通し線上110メートルの点 ロ 基点第278号から基点第285号見通し線上200メートルの点 ハ 基点第310号から基点第280号見通し線上50メートルの点 基点第310号 佐伯市米水津大字竹野浦78番地2の地先西防波堤の根の標識 基点第280号 佐伯市米水津大字竹野浦東向721番地(防波堤の根)の標識 基点第285号 佐伯市米水津大字小浦中限鼻の標識 基点第1235号 佐伯市米水津大字浦代浦中ノ鼻の標識	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市米水津大字浦代浦及び大字竹野浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第4341号	大分県漁業協同組合	佐伯市米水津大字小浦	基点第287号 北緯32-54-37東経131-59-52 イ 北緯32-54-34東経131-59-50 ロ 北緯32-54-27東経132-00-06 基点第1137号 北緯32-54-33東経132-00-15	基点第287号、イ、ロ及び基点第1137号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第287号 佐伯市米水津大字浦代浦字荒戸652番地(テンバエの網とり岩)の標識 イ 基点第287号から基点第275号見通し線上100メートルの点 ロ 基点第1137号から基点第275号見通し線上290メートルの点 基点第1137号 佐伯市米水津大字浦代浦字荒戸665番地2(中瀬先端)の標識 基点第275号 佐伯市米水津大字色利浦296番地(さざえ鼻)の標識	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市米水津大字小浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第4430号	大分県漁業協同組合	佐伯市蒲江大字畑野浦	基点第1190号 北緯32-51-53東経131-58-47 イ 北緯32-51-49東経131-58-39 ロ 北緯32-51-42東経131-58-52 基点第271号 北緯32-51-46東経131-58-58	基点第1190号、イ、ロ及び基点第271号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 イ 基点第1190号 佐伯市蒲江大字畑野浦字貝持毛浦クウラばえの標識 ロ 基点第1190号から佐伯市蒲江大字畑野浦つもと鼻見通し線上240メートルの点 ロ 基点第271号から佐伯市蒲江大字畑野浦うそ水鼻見通し線上200メートルの点 基点第271号 佐伯市蒲江大字畑野浦赤ばえ鼻の西端の標識	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市蒲江大字畑野浦及び大字楠本浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第4431号	大分県漁業協同組合	佐伯市蒲江大字畑野浦	イ 北緯32-51-37東経131-59-07 ロ 北緯32-51-28東経131-59-15 ハ 北緯32-51-41東経131-59-39 ニ 北緯32-51-50東経131-59-30	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第271号から基点第186号見通し線上380メートルの点 ロ 基点第271号から基点第186号見通し線上730メートルの点 ハ 基点第1096号から146度30分1.170メートルの点 ニ 基点第1096号から150度810メートルの点 基点第186号 佐伯市蒲江大字西野浦開地の標識 基点第271号 佐伯市蒲江大字畑野浦赤ばえ鼻の西端の標識 基点第1096号 佐伯市蒲江大字畑野浦3156番地1の標識	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市蒲江大字畑野浦及び大字楠本浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第4433号	大分県漁業協同組合	佐伯市蒲江大字西野浦	イ 北緯32-51-03東経131-59-27 ロ 北緯32-51-13東経131-59-36 ハ 北緯32-51-01東経132-00-00 ニ 北緯32-50-50東経131-59-51	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第237号から基点第182号見通し線上700メートルの点 ロ 基点第237号から基点第182号見通し線上1,100メートルの点 ハ 基点第1142号から佐伯市蒲江大字畑野浦字沖黒島水取ばえ東端見通し線上1,100メートルの点 ニ 基点第1142号から佐伯市蒲江大字畑野浦字沖黒島水取ばえ東端見通し線上700メートルの点 基点第182号 佐伯市米水津と同市蒲江との境界(地黒島西端) 基点第237号 佐伯市蒲江大字西野浦字芹増2897番地A(茅場の下)の標識 基点第1142号 佐伯市蒲江大字西野浦字芹増2897番地C(セツばえの島)の標識	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市蒲江大字西野浦及び大字竹野浦河内	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第4434号	大分県漁業協同組合	佐伯市蒲江大字畑野浦	基点第1243号 北緯32-50-42東経131-57-15 イ 北緯32-50-42東経131-57-17 ロ 北緯32-50-33東経131-57-24 基点第1240号 北緯32-50-48東経131-57-42 基点第1241号 北緯32-51-10東経131-57-15 基点第1242号 北緯32-51-02東経131-56-59 ハ 北緯32-50-38東経131-57-30 ニ 北緯32-50-40東経131-57-32 ロ 北緯32-51-08東経131-57-11 ヘ 北緯32-51-06東経131-57-08	基点第1243号、イ、ロ及び基点第1240号の各点を順次に結んだ直線と、基点第1241号と基点第1242号とを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域であって、ハ、ニ、ホ、ヘ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除いた区域 基点第1243号 佐伯市蒲江大字畑野浦字宮地ヶ浦12番地の標識 イ 基点第1243号から基点第1240号見通し線上50メートルの点 ロ 基点第1239号から基点第1240号見通し線上50メートルの点 基点第1240号 佐伯市蒲江大字畑野浦江武戸鼻の先端の標識 基点第1241号 佐伯市蒲江大字畑野浦字釜ノ浦ウシケ鼻の先端の標識 基点第1242号 佐伯市蒲江大字畑野浦字小浦ノ浜防波堤の標識 ハ 基点第1239号から基点第1240号見通し線上250メートルの点 ニ 基点第1239号から基点第1240号見通し線上350メートルの点 ホ 基点第1242号から基点第1241号見通し線上350メートルの点 ヘ 基点第1242号から基点第1241号見通し線上250メートルの点 基点第1239号 佐伯市蒲江大字畑野浦下り松鼻の防波堤根基の標識	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	6月1日から 10月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市蒲江大字畑野浦及び大字楠本浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第4435号	大分県漁業協同組合	佐伯市蒲江大字西野浦	イ 北緯32-50-02東経131-58-34 ロ 北緯32-50-26東経131-58-15 ハ 北緯32-50-19東経131-58-02 ニ 北緯32-49-55東経131-58-22	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第1244号から315度940メートルの点 ロ 基点第1244号から320度1,830メートルの点 ハ 基点第1244号から308度1,800メートルの点 ニ 基点第1244号から294度1,080メートルの点 基点第1244号 佐伯市蒲江大字西野浦大字分県通協下入津支店荷捌所北東端島の標識	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	6月1日から 10月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市蒲江大字西野浦及び大字竹野浦河内	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第4531号	大分県漁業協同組合	佐伯市蒲江大字蒲江浦	基点第1231号 北緯32-46-37東経131-55-07 イ 北緯32-46-53東経131-55-15 ロ 北緯32-46-54東経131-55-39 基点第845号 北緯32-46-30東経131-55-23	基点第1231号、イ、ロ及び基点第845号の各点を順次に結んだ直線と屋形島漁港防波堤と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1231号 佐伯市蒲江大字蒲江浦屋形島漁港沖防波堤の標識 イ 基点第1231号から21度550メートルの点 ロ 基点第845号から30度830メートルの点 基点第845号 佐伯市蒲江大字蒲江浦屋形島洲波堤ベンチマーク	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市蒲江大字蒲江浦及び大字猪串浦	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 水底線路の敷設及び維持修理事業を拒んではない。
区第4533号	大分県漁業協同組合	佐伯市蒲江大字蒲江浦	イ 北緯32-45-54東経131-54-21 ロ 北緯32-45-27東経131-54-21 ハ 北緯32-45-27東経131-54-45 ニ 北緯32-45-54東経131-54-45	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第1072号から180度730メートルの点 ロ 基点第1072号から180度1,570メートルの点 ハ 基点第1072号から158度1,680メートルの点 ニ 基点第1072号から140度960メートルの点 基点第1072号 佐伯市蒲江屋形島赤ばえの島の標識	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市蒲江大字蒲江浦及び大字猪串浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第4534号	大分県漁業協同組合	佐伯市蒲江大字蒲江浦	基点第769号 北緯32-46-35東経131-55-02 イ 北緯32-46-53東経131-55-07 ロ 北緯32-46-52東経131-54-57 基点第1256号 北緯32-46-39東経131-54-53	基点第769号、イ、ロ及び基点第1256号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第769号 佐伯市蒲江大字蒲江浦屋形島漁港の西防波堤の突端 イ 基点第769号から14度950メートルの点 ロ 基点第1256号から14度420メートルの点 基点第1256号 佐伯市蒲江蒲江浦3237番地曲がり角の標識	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市蒲江大字蒲江浦及び大字猪串浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第4631号	大分県漁業協同組合	佐伯市蒲江大字森崎浦	基点第842号 北緯32-46-48東経131-53-52 イ 北緯32-45-57東経131-54-00 基点第1077号 北緯32-45-53東経131-53-50	基点第842号、イ及び基点第1077号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第842号 佐伯市蒲江大字森崎浦鶴賀鼻の標識 イ 基点第1077号から佐伯市蒲江ヤモンハエ鼻見通し線上300メートルの点 基点第1077号 佐伯市蒲江大字森崎浦名護屋鼻東端の標識	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市蒲江大字森崎浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第4632号	大分県漁業協同組合	佐伯市蒲江大字丸市尾	イ 北緯32-47-01東経131-52-36 ロ 北緯32-47-05東経131-52-42 ハ 北緯32-46-48東経131-52-52 ニ 北緯32-46-46東経131-52-44	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第204号から135度8分288メートルの点 ロ 基点第204号から103度40分380メートルの点 ハ 基点第205号から佐伯市蒲江大字丸市尾浦小網代鼻見通し線上300メートルの点 ニ 基点第205号から佐伯市蒲江大字丸市尾浦小網代鼻見通し線上100メートルの点 基点第204号 佐伯市蒲江大字丸市尾浦日の浦しんぞう鼻先端の標識 基点第205号 佐伯市蒲江大字丸市尾浦青磯きよむの鼻の先端の標識	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市蒲江大字丸市尾浦、大字葛原浦及び大字波当津浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第4635号	大分県漁業協同組合	佐伯市蒲江大字森崎浦	イ 北緯32-45-44東経131-54-02 ロ 北緯32-45-38東経131-53-45 ハ 北緯32-45-15東経131-53-58 ニ 北緯32-45-19東経131-54-17	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第1077号から130度440メートルの点 ロ 基点第1077号から195度470メートルの点 ハ 基点第1077号から169度1200メートルの点 ニ 基点第1077号から145度1260メートルの点 基点第1077号 佐伯市蒲江大字森崎浦名護屋鼻東端の標識	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市蒲江大字森崎浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第4636号	大分県漁業協同組合	佐伯市蒲江大字森崎浦	イ 北緯32-48-02東経131-53-23 ロ 北緯32-47-57東経131-53-30 ハ 北緯32-47-25東経131-53-26 ニ 北緯32-47-24東経131-53-18	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第215号から基点第220号見通し線上190メートルの点 ロ 基点第215号から基点第220号見通し線上440メートルの点 ハ 基点第213号から基点第221号見通し線上450メートルの点 ニ 基点第213号から基点第221号見通し線上250メートルの点 基点第213号 佐伯市蒲江大字森崎浦越田尾旧防波堤の突端の標識 基点第215号 佐伯市蒲江大字森崎浦宇古森崎1785番地3川尻北端 基点第220号 佐伯市蒲江大字猪串浦宇長崎山128番地3(ふくとう鼻)の標識 基点第221号 佐伯市蒲江大字猪串浦宇古猪串11番地(赤子島西端)の標識	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市蒲江大字森崎浦及び大字野々河内浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第240号	大分県漁業協同組合	中津市の地先	イ 北緯33-37-54東経131-11-35 ロ 北緯33-37-43東経131-12-00 ハ 北緯33-37-17東経131-11-50 ニ 北緯33-37-28東経131-11-26 ホ 北緯33-37-37東経131-11-31	イ、ロ、ハ、ニ、ホ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第58号から20度28分1.832メートルの点 ロ 基点第58号から43度1分1.886メートルの点 ハ 基点第58号から60度10分1.192メートルの点 ニ 基点第58号から23度19分1.014メートルの点 ホ 基点第58号から24度18分1.314メートルの点	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	中津市	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第740号	大分県漁業協同組合	国東市国見町竹田津の	基点第1260号 北緯33-41-08東経131-33-19 イ 北緯33-40-57東経131-33-03 ロ 北緯33-41-11東経131-32-41 ハ 北緯33-41-21東経131-33-07	基点第1260号、イ、ロ、ハ及び基点第1260号の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第1260号 国東市国見町竹田津柱崎の標識 イ 基点第1260号から229度535メートルの点 ロ 基点第1260号から276度980メートルの点 ハ 基点第1260号から321度495メートルの点	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	国東市国見町	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第742号	大分県漁業協同組合	国東市国見町小熊毛の	基点第1274号 北緯33-40-11東経131-38-50 イ 北緯33-40-05東経131-39-06 ロ 北緯33-39-43東経131-39-05 基点第1275号 北緯33-39-45東経131-38-49	基点第1274号、イ、ロ及び基点第1275号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1274号 国東市国見町小熊毛2892番地2面木漁港防波堤の標識 イ 基点第1273号から基点第1278号見通し線と基点第1279号から基点第1276号見通し線の交点 ロ 基点第1275号から基点第1277号見通し線と基点第1279号から基点第1276号見通し線の交点 基点第1275号 国東市国見町小熊毛2713番地1小熊毛川河口護岸境目 基点第1273号 国東市国見町小熊毛2912番地14面木漁港陸側南東角 基点第1276号 国東市国見町熊毛小学校北東側の大熊猫毛川河口護岸境目 基点第1277号 国東市国見町大熊猫毛川河口右岸コンクリート堤防突端の先端南側角	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	国東市国見町	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第941号	大分県漁業協同組合	国東市国東町重藤の地	基点第77号 北緯33-30-58東経131-43-54 イ 北緯33-31-03東経131-45-26 ロ 北緯33-31-56東経131-45-26 基点第1264号 北緯33-31-53東経131-44-14	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	国東市国東町	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第1540号	大分県漁業協同組合	杵築市大字守江の地先	イ 北緯33-25-06東経131-39-52 ロ 北緯33-24-40東経131-39-36 ハ 北緯33-24-38東経131-40-00 ニ 北緯33-24-52東経131-40-14 ホ 北緯33-25-00東経131-40-15 ヘ 北緯33-25-06東経131-40-06	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵築市大字守江	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第1640号	大分県漁業協同組合	日出町大字大神の地先	基点第1282号 北緯33-20-50東経131-35-26 イ 北緯33-20-48東経131-35-21 基点第1283号 北緯33-20-46東経131-35-23	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	日出町大字大神及び大字真那井	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第2642号	大分県漁業協同組合	臼杵市大字下ノ江の地先	イ 北緯33-09-43東経131-49-38 ロ 北緯33-09-42東経131-49-40 ハ 北緯33-09-36東経131-49-37 ニ 北緯33-09-36東経131-49-35	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	臼杵市大字下ノ江	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第2643号	大分県漁業協同組合	臼杵市大字下ノ江の地先	イ 北緯33-09-49東経131-49-24 ロ 北緯33-09-50東経131-49-30 ハ 北緯33-09-39東経131-49-25 ニ 北緯33-09-38東経131-49-19	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	臼杵市大字下ノ江	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第3340号	大分県漁業協同組合	佐伯市大字護江彦島の	イ 北緯33-00-43東経131-54-29 基点第1305号 北緯33-00-39東経131-54-25 ロ 北緯33-00-21東経131-54-34 基点第149号 北緯33-00-23東経131-54-40	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和6年10月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市大字護江、大字狩生及び大字二栄	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第3540号	大分県漁業協同組合	佐伯市大字片神浦の地	基点第1287号 北緯33-00-08東経131-55-29 イ 北緯33-00-08東経131-55-25 ロ 北緯33-00-04東経131-55-25 基点第1288号 北緯33-00-04東経131-55-29	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市大字片神浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第3541号	大分県漁業協同組合	佐伯市大字片神浦の地	イ 北緯33-00-04東経131-55-22 ロ 北緯33-00-01東経131-55-21 ハ 北緯33-00-00東経131-55-26 ニ 北緯33-00-02東経131-55-28	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市大字片神浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第3840号	大分県漁業協同組合	佐伯市鶴見大字沖松浦	基点第1292号 北緯32-57-16東経131-57-44 イ 北緯32-57-11東経131-57-35 ロ 北緯32-57-06東経131-57-38 基点第1230号 北緯32-57-10東経131-57-47	基点第1292号、イ、ロ及び基点第1230号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1292号 佐伯市鶴見大字沖松浦宇ウバガ浦1249番地6地先の1246番地20の防波堤の標識 イ 基点1292号から237度295メートルの点 ロ 基点第1230号から佐伯市鶴見大字地松浦水産物流通加工センター中突堤突端南側見通し線上272メートルの点 基点第1230号 佐伯市鶴見大字沖松浦宇ウバガ浦1246番地18地先の1246番地20の防波堤の標識	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市鶴見大字沖松浦及び大字地松浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第3841号	大分県漁業協同組合	佐伯市鶴見大字吹浦の	イ 北緯32-57-48東経131-56-32 ロ 北緯32-57-48東経131-56-28 ハ 北緯32-57-36東経131-56-38 ニ 北緯32-57-38東経131-56-40	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点1300号から319度532メートルの点 ロ 基点1300号から308度556メートルの点 ハ 基点1300号から283度201メートルの点 ニ 基点1300号から308度152メートルの点 基点第1300号 佐伯市鶴見大字吹浦底ノ口鼻の標識	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市鶴見大字吹浦、大字沖松浦及び大字地松浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第3842号	大分県漁業協同組合	佐伯市鶴見大字沖松浦	イ 北緯32-58-06東経131-57-09 ロ 北緯32-58-06東経131-57-06 ハ 北緯32-58-00東経131-57-10 ニ 北緯32-58-00東経131-57-14 ホ 北緯32-58-04東経131-57-14	イ、ロ、ハ、ニ、ホ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点1300号から33度1140メートルの点 ロ 基点1300号から29度1100メートルの点 ハ 基点1300号から40度1014メートルの点 ニ 基点1300号から44度1088メートルの点 ホ 基点1300号から40度1168メートルの点 基点第1300号 佐伯市鶴見大字吹浦底ノ口鼻の標識	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市鶴見大字吹浦、大字沖松浦及び大字地松浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第3843号	大分県漁業協同組合	佐伯市鶴見大字沖松浦	イ 北緯32-57-52東経131-57-13 ロ 北緯32-57-50東経131-57-14 ハ 北緯32-57-51東経131-57-19 ニ 北緯32-57-53東経131-57-19	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点1300号から54度910メートルの点 ロ 基点1300号から57度882メートルの点 ハ 基点1300号から61度1012メートルの点 ニ 基点1300号から57度1051メートルの点 基点第1300号 佐伯市鶴見大字吹浦底ノ口鼻の標識	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市鶴見大字吹浦、大字沖松浦及び大字地松浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第3844号	大分県漁業協同組合	佐伯市鶴見大字有明浦	基点第780号 北緯32-56-37東経131-58-34 イ 北緯32-56-37東経131-58-42 基点第1299号 北緯32-56-34東経131-58-37	基点第780号、イ及び基点第1299号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第780号 佐伯市鶴見大字有明浦字小網代31番地の標識 イ 基点780号から97度200メートルの点 基点第1299号 佐伯市鶴見大字有明浦桑野浦防波堤の南東端標識灯	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市鶴見大字有明浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第3845号	大分県漁業協同組合	佐伯市鶴見大字有明浦	基点第1298号 北緯32-56-46東経131-59-24 イ 北緯32-56-46東経131-59-23 ロ 北緯32-56-44東経131-59-20 ハ 北緯32-56-38東経131-59-22	基点第1298号、イ、ロ及びハの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 イ 基点1298号から303度33メートルの点 ロ 基点1298号から248度130メートルの点 ハ 基点1297号から56度48メートルの点 基点第1298号 佐伯市鶴見大字有明浦帆波浦亀の甲北端の大石 基点第1297号 佐伯市鶴見大字有明浦帆波浦港北側突堤の北西端	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市鶴見大字有明浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第4040号	大分県漁業協同組合	佐伯市鶴見大字丹賀浦	基点第471号 北緯32-56-59東経132-02-28 イ 北緯32-57-02東経132-02-34 ロ 北緯32-57-10東経132-02-16 基点第1266号 北緯32-57-01東経132-02-07	基点第471号、イ、ロ及び基点第1266号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第471号 佐伯市鶴見大字丹賀浦赤鼻の標識 イ 基点第471号から佐伯市鶴見大字大島高手島北東端見通し線上300メートルの点 ロ 基点第470号とイの点とを結んだ線と基点第1266号から佐伯市鶴見大字大島高手島頂上見通し線の交点 基点第1266号 佐伯市鶴見大字丹賀浦黒岩の浜の標識 基点第470号 佐伯市鶴見大字丹賀浦字岩屋2番地1(宇土崎小島の鼻)の標識	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市鶴見大字丹賀浦及び大字梶寄浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第4041号	大分県漁業協同組合	佐伯市鶴見大字丹賀浦	基点第173号 北緯32-57-12東経132-03-05 イ 北緯32-57-02東経132-03-23 基点第1301号 北緯32-56-50東経132-03-14	基点第173号、イ及び基点第1301号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第173号 佐伯市鶴見大字丹賀浦女郎崎の標識 イ 基点第1301号から32度436メートルの点 基点第1301号 佐伯市鶴見大字丹賀浦字中瀬472番地1の胸壁の境目	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市鶴見大字丹賀浦及び大字梶寄浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第4140号	大分県漁業協同組合	佐伯市鶴見大字大島の	基点第1293号 北緯32-57-49東経132-03-43 イ 北緯32-57-44東経132-03-43 ロ 北緯32-57-46東経132-03-52 基点第1294号 北緯32-57-48東経132-03-55	基点第1293号、イ、ロ及び基点第1294号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1293号 佐伯市鶴見大字大島字赤鼻601番地の標識 イ 基点第1293号から174度143メートルの点 ロ 基点第1294号から236度117メートルの点 基点第1294号 佐伯市鶴見大字大島字居村378番地3の防波堤の標識	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市鶴見大字大島	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第4540号	大分県漁業協同組合	佐伯市蒲江大字猪串浦	イ 北緯32-47-51東経131-53-50 ロ 北緯32-47-54東経131-53-50 ハ 北緯32-47-55東経131-53-56 ニ 北緯32-47-53東経131-53-56	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第1267号から221度335メートルの点 ロ 基点第1267号から234度288メートルの点 ハ 基点第1267号から214度148メートルの点 ニ 基点第1267号から198度218メートルの点 基点第1267号 佐伯市蒲江大字猪串浦竹の浦橋西の崖岸角の標識	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市蒲江大字蒲江浦及び大字猪串浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第4541号	大分県漁業協同組合	佐伯市蒲江大字猪串浦	イ 北緯32-47-35東経131-53-36 ロ 北緯32-47-37東経131-53-46 ハ 北緯32-47-27東経131-53-46 ニ 北緯32-47-23東経131-53-43	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第220号から220度400メートルの点 ロ 基点第220号から基点第221号見通し線上250メートルの点 ハ 基点第221号から基点第220号見通し線上50メートルの点 ニ 基点第222号から基点第220号見通し線上150メートルの点 基点第222号 佐伯市蒲江大字猪串浦字長崎山128番地3(ふくとう鼻)の標識 基点第221号 佐伯市蒲江大字猪串浦字古猪串11番地(赤子島西端)の標識 基点第222号 佐伯市蒲江大字猪串浦字わきあがり3番地(わきあがり鼻)の標識	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市蒲江大字蒲江浦及び大字猪串浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第4542号	大分県漁業協同組合	佐伯市蒲江大字蒲江浦	基点第1255号 北緯32-46-39東経131-54-51 イ 北緯32-46-51東経131-54-53 ロ 北緯32-46-52東経131-54-46 基点第772号 北緯32-46-43東経131-54-45	基点第1255号、イ、ロ及び基点第772号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1255号 佐伯市蒲江蒲江浦3237番地(基点第1256号から西側604メートル)の標識 イ 基点第1255号から8度380メートルの点 ロ 基点第772号から基点第226号見通し線上280メートルの点 基点第772号 佐伯市蒲江大字蒲江浦屋形島保夫鼻船着場ヤード東端 基点第226号 佐伯市蒲江大字蒲江浦字米ツク4632番地1(よそいち鼻)の標識	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市蒲江大字蒲江浦及び大字猪串浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第4640号	大分県漁業協同組合	佐伯市蒲江大字森崎浦	基点第842号 北緯32-46-48東経131-53-52 イ 北緯32-47-02東経131-53-42 基点第1257号 北緯32-46-55東経131-53-34	基点第842号、イ及び基点第1257号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第842号 佐伯市蒲江大字森崎浦輪翼鼻の標識 イ 基点第842号から基点第214号見通し線上500メートルの点 基点第1257号 佐伯市蒲江大字森崎浦岸の浦の中鼻突端の標識 基点第214号 佐伯市蒲江大字森崎浦松ヶ鼻の標識	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市蒲江大字森崎浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第4641号	大分県漁業協同組合	佐伯市蒲江大字丸市尾	基点第841号 北緯32-47-19東経131-52-50 イ 北緯32-47-16東経131-52-44 ロ 北緯32-47-06東経131-52-49 基点第1258号 北緯32-47-06東経131-52-53	基点第841号、イ、ロ及び基点第1258号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第841号 佐伯市蒲江大字丸市尾浦2番地7(田尾の下)の標識 イ 基点第841号から基点第204号見通し線上180メートルの点 ロ 基点第1258号と基点第204号とを結んだ直線と、イの点と基点第840号から基点第207号見通し線上200メートルの点とを結んだ直線との交点 基点第1258号 佐伯市蒲江大字丸市尾浦大ヨケ鼻突端の標識 基点第204号 佐伯市蒲江大字丸市尾浦日の浦しんぞう鼻先端の標識 基点第207号 佐伯市蒲江大字葛原浦なでの鼻先端 基点第840号 佐伯市蒲江大字丸市尾浦1番地(畑の尻鼻)の標識	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市蒲江大字丸市尾浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第4642号	大分県漁業協同組合	佐伯市蒲江大字葛原浦	基点第207号 北緯32-45-55東経131-52-47 イ 北緯32-46-00東経131-52-52 ロ 北緯32-46-06東経131-52-41 基点第1259号 北緯32-46-02東経131-52-34	基点第207号、イ、ロ及び基点第1259号を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第207号 佐伯市蒲江大字葛原浦なでの鼻先端 イ 基点第840号から基点第207号見通し線上1,000メートルの点 ロ 基点第840号から基点第1259号見通し線上1,100メートルの点 基点第1259号 佐伯市蒲江大字葛原浦草落し場突端の標識 基点第840号 佐伯市蒲江大字丸市尾浦1番地(畑の尻鼻)の標識	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市蒲江大字葛原浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第4643号	大分県漁業協同組合	佐伯市蒲江大字森崎浦	イ 北緯32-47-43東経131-53-15 ロ 北緯32-47-42東経131-53-20 ハ 北緯32-47-34東経131-53-19 ニ 北緯32-47-34東経131-53-14	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第213号から15度18分596メートルの点 ロ 基点第213号から27度35分648メートルの点 ハ 基点第213号から42度9分40メートルの点 ニ 基点第213号から22度58分323メートルの点 基点第213号 佐伯市蒲江大字森崎浦越田尾旧防波堤の突端の標識	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和6年10月1日から 令和10年8月31日まで	団体	佐伯市蒲江大字森崎浦、大字野々河内浦、大字丸市尾浦、大字葛原浦及び大字波当津浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第3950号	大分県漁業協同組合	佐伯市鶴見大字中越浦	基点第1246号 北緯32-56-18東経132-01-33 イ 北緯32-56-29東経132-01-28 ロ 北緯32-56-30東経132-01-34 基点第1265号 北緯32-56-18東経132-01-39	基点第1246号、イ、ロ及び基点第1265号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1246号 佐伯市鶴見大字中越浦字高ナギ540番地1先の標識 イ 基点第1041号から佐伯市鶴見大字中越浦字宇土島頂上見通し線上180メートルの点と基点第1042号から同市上浦大字最勝海浦高平山頂上見通し線上300メートルの点を結んだ直線と基点第1246号から同見通し線の交点 ロ 基点第1041号から佐伯市鶴見大字中越浦字宇土島頂上見通し線上180メートルの点と基点第1042号から同市上浦大字最勝海浦高平山頂上見通し線上300メートルの点を結んだ直線と基点第1265号から同見通し線の交点 基点第1265号 佐伯市鶴見大字中越浦字高ナギ558番地3の標識 基点第1041号 佐伯市鶴見大字中越浦字高ナギ528番地10の標識 基点第1042号 佐伯市鶴見大字中越浦字高ナギ566番地3の標識	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市鶴見大字中越浦	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積1,800㎡あたり成貝3,000個以内とする。
区第4552号	大分県漁業協同組合	佐伯市蒲江大字蒲江浦	基点第225号 北緯32-47-32東経131-54-37 イ 北緯32-47-32東経131-54-33 ロ 北緯32-47-13東経131-54-42 基点第1075号 北緯32-47-16東経131-54-55	基点第225号、イ、ロ及び基点第1075号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第225号 佐伯市蒲江大字蒲江浦字米ツク4634番地(よこあじろ鼻)の標識 イ 基点第225号から基点第224号見通し線上100メートルの点 ロ 基点第1075号から基点第515号見通し線上350メートルの点 基点第1075号 佐伯市蒲江大字蒲江浦字米ツク沖グララの付根の標識 基点第224号 佐伯市蒲江大字蒲江浦小蒲江漁港新防波堤の根基の標識 基点第515号 佐伯市蒲江大字猪串浦1番地(クヨム鼻)の標識	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市蒲江大字蒲江浦及び大字猪串浦	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積1,800㎡あたり成貝3,000個以内とする。
区第4553号	大分県漁業協同組合	佐伯市蒲江大字蒲江浦	イ 北緯32-46-26東経131-54-38 ロ 北緯32-46-30東経131-54-16 ハ 北緯32-46-22東経131-54-16 ニ 北緯32-46-22東経131-54-30	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第1072号から60度490メートルの点 ロ 基点第1072号から340度395メートルの点 ハ 基点第1072号から312度169メートルの点 ニ 基点第1072号から59度251メートルの点 基点第1072号 佐伯市蒲江屋形島弁えの小ばえの標識	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐伯市蒲江大字蒲江浦及び大字猪串浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第461号	大分県漁業協同組合	豊後高田市呉崎の地先	イ 北緯33-36-57東経131-25-20 ロ 北緯33-36-40東経131-25-21 ハ 北緯33-36-41東経131-25-37 ニ 北緯33-36-58東経131-25-36	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第64号から295度6分2,330メートルの点 ロ 基点第64号から282度42分2,120メートルの点 ハ 基点第64号から287度24分1,740メートルの点 ニ 基点第64号から301度18分1,980メートルの点 基点第64号 豊後高田市西国東干拓第二工区北東端	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	豊後高田市(中真玉、西真玉、大平、城前、大岩屋、黒土、臼野、香々地、見目、上香々地、夷、小畑、堅来及び羽根を除く。)	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第660号	大分県漁業協同組合	豊後高田市堅来の地先	イ 北緯33-38-56東経131-29-07 ロ 北緯33-39-08東経131-28-56 ハ 北緯33-39-24東経131-29-16 ニ 北緯33-39-13東経131-29-26	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第65号から0度30分120メートルの点 ロ 基点第65号から331度570メートルの点 ハ 基点第65号から14度1,020メートルの点 ニ 基点第65号から37度30分820メートルの点 基点第65号 豊後高田市臼野と市堅来との境界の標識	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	豊後高田市香々地、見目、上香々地、夷、小畑、堅来及び羽根	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第661号	大分県漁業協同組合	豊後高田市香々地の地	イ 北緯33-39-45東経131-28-42 ロ 北緯33-39-56東経131-28-33 ハ 北緯33-40-21東経131-29-14 ニ 北緯33-40-08東経131-29-22	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第65号から339度1,770メートルの点 ロ 基点第65号から338度00分2,170メートルの点 ハ 基点第65号から4度2,750メートルの点 ニ 基点第65号から9度2,400メートルの点 基点第65号 豊後高田市臼野と市堅来との境界の標識	第1種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	豊後高田市香々地、見目、上香々地、夷、小畑、堅来及び羽根	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第2561号	大分県漁業協同組合	臼杵市大字佐志生の地	基点第680号 北緯33-10-59東経131-50-07 イ 北緯33-10-55東経131-50-11 ロ 北緯33-10-48東経131-50-05 基点第1100号 北緯33-10-51東経131-49-58	基点第680号、イ、ロ及び基点第1100号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点第680号 臼杵市大字佐志生字楠ヶ迫2の4009番地の1の標識 イ 基点第680号から基点第113号見通し線上150メートルの点 ロ 基点第1100号から基点第811号見通し線上220メートルの点 基点第1100号 臼杵市大字佐志生字釜浦の市道佐志生本線橋梁工の標識 基点第113号 臼杵市大字深江飛瀬鼻の標識 基点第811号 臼杵市大字佐志生字黒島平ばえの標識	第1種区画漁業	うに類、貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	臼杵市大字佐志生	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積1,800㎡あたり成貝3,000個以内とする。(ひおうぎい養殖業に限る。)
区第770号	くにさき漁業合同会社	国東市国見町岐部の地	基点第555号 北緯33-40-27東経131-37-28 イ 北緯33-40-27東経131-37-47 ロ 北緯33-40-12東経131-37-42	基点第555号、イ及びロの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第555号 国東市国見町岐部字尾追99番地1(一文字防波堤西端中央根基)の標識 基点第555号から90度493メートルの点 ロ 基点第555号から142度15分10秒604メートルの点	第2種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	国東市国見町	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 港湾の維持管理その他保全のため公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第870号	姫島車えび養殖株式会社	東国東郡姫島村字両瀬	基点第1129号 北緯33-43-42東経131-41-04 イ 北緯33-43-41東経131-41-06 ロ 北緯33-43-49東経131-41-17 基点第1130号 北緯33-43-52東経131-41-14	第2種区画漁業	くるまえび養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	東国東郡姫島村	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第280号	大分県漁業協同組合	中津市の地先	イ 北緯33-37-30東経131-11-12 ロ 北緯33-38-01東経131-11-16 ハ 北緯33-37-46東経131-12-50 ニ 北緯33-36-42東経131-14-30 ホ 北緯33-36-32東経131-14-20 基点第3号 北緯33-36-17東経131-14-21 ヘ 北緯33-36-48東経131-12-48 ト 北緯33-36-58東経131-12-50 チ 北緯33-37-14東経131-11-58 リ 北緯33-37-02東経131-11-49 ヌ 北緯33-37-01東経131-11-39 ル 北緯33-37-11東経131-11-19	第3種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	中津市小汐新町、字小祝、大字角木、下正路町、角木町、船通町、船場町、片端町、大字大塚、大字牛神田、大字東浜、大字新田、大字田尻、大字是則、大字定留、大字諸田、大字全徳及び大字蛸瀬	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第281号	大分県漁業協同組合	中津市の地先	イ 北緯33-36-21東経131-15-29 ロ 北緯33-36-08東経131-15-39 ハ 北緯33-35-47東経131-16-27 ニ 北緯33-36-02東経131-16-31 ホ 北緯33-36-02東経131-16-40 ヘ 北緯33-35-41東経131-16-41 チ 北緯33-35-34東経131-16-57 ト 北緯33-34-58東経131-16-45 リ 北緯33-35-20東経131-16-01	第3種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	中津市大字田尻、大字是則、大字定留、大字今津、大字諸田、大字赤迫、大字鍋島及び大字犬丸	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第480号	大分県漁業協同組合	宇佐市柳ヶ浦の地先	イ 北緯33-34-40東経131-20-44 ロ 北緯33-34-59東経131-20-40 ハ 北緯33-35-03東経131-21-00 ニ 北緯33-34-47東経131-21-15	第3種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宇佐市大字江須賀、大字住江、大字神子山新田、大字高砂新田、大字順風新田、貴船町、子安町、住吉町、沖須町、大字下乙女及び大字郡中新田	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第481号	大分県漁業協同組合	宇佐市大字長洲の地先	イ 北緯33-34-52東経131-22-32 ロ 北緯33-35-07東経131-22-35 ハ 北緯33-35-01東経131-23-21 ニ 北緯33-34-46東経131-23-18	第3種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宇佐市大字長洲	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第482号	大分県漁業協同組合	宇佐市和間の地先	イ 北緯33-34-38東経131-23-46 ロ 北緯33-34-51東経131-23-46 ハ 北緯33-34-55東経131-24-44 ニ 北緯33-34-40東経131-24-50	第3種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	宇佐市大字鷺木、大字松崎、大字西大堀、大字佐々礼、大字岩保新田、大字久兵衛新田、大字北鶴田新田及び大字南鶴田新田	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
区第483号	大分県漁業協同組合	豊後高田市呉崎の地先	イ 北緯33-34-59東経131-24-43 ロ 北緯33-35-20東経131-24-35 ハ 北緯33-35-20東経131-24-50 ニ 北緯33-35-01東経131-24-58	第3種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	豊後高田市(中真玉、西真玉、大平、城前、大若屋、黒土、臼野、香々地、見目、上香々地、養、小畑、壺来及び羽根を除く。)	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第485号	大分県漁業協同組合	豊後高田市呉崎の地先	イ 北緯33-35-29東経131-25-13 ロ 北緯33-35-40東経131-25-05 ハ 北緯33-35-43東経131-25-22 ニ 北緯33-35-31東経131-25-22	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 イ 基点第707号から216度445メートルの点 ロ 基点第707号から267度30分400メートルの点 ハ 基点第707号から336度45分80メートルの点 ニ 基点第707号から185度305メートルの点 基点第707号 豊後高田市豊後高田港導流堤灯台	第3種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体	豊後高田市(中真玉、 西真玉、大平、城前、大 岩屋、黒土、臼野、香々 地、見目、上香々地、 裏、小畑、堅来及び羽 根を除く。)	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流 出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示 する海上標識用灯火を設置すること。

大分県大分海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第2590号	小坂 英樹 小坂 琴治	臼杵市大字佐志生の地	イ 北緯 33-11-09 東経 131-50-35 ロ 北緯 33-11-06 東経 131-50-41 ハ 北緯 33-10-58 東経 131-50-28 ニ 北緯 33-11-03 東経 131-50-23	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和6年4月1日から 令和16年3月31日まで	個別	臼杵市大字佐志生	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積1,000㎡あたり成貝5,000個以内とし、つりかご1吊りにつき、成貝は50個以内とする。
区第2591号	小坂 英樹 小坂 琴治	臼杵市大字佐志生の地先	イ 北緯 33-10-02 東経 131-49-39 ロ 北緯 33-10-00 東経 131-49-47 ハ 北緯 33-10-05 東経 131-49-49 ニ 北緯 33-10-07 東経 131-49-41	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和6年4月1日から 令和16年3月31日まで	個別	臼杵市大字佐志生	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積1,000㎡あたり成貝5,000個以内とし、つりかご1吊りにつき、成貝は50個以内とする。
区第2790号	(有)磯和真珠	臼杵市大字大浜及び大字中津浦の地先	イ 北緯 33-08-17 東経 131-48-51 ロ 北緯 33-08-10 東経 131-49-01 ハ 北緯 33-08-19 東経 131-49-08 ニ 北緯 33-08-26 東経 131-48-58	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和6年4月1日から 令和16年3月31日まで	個別	臼杵市大字大浜及び大字中津浦	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積1,000㎡あたり成貝5,000個以内とし、つりかご1吊りにつき、成貝は50個以内とする。
区第2792号	(有)オーハタパール	臼杵市大字深江の地先	基点第1250号 北緯 33-07-37 東経 131-52-31 イ 北緯 33-07-37 東経 131-52-36 ロ 北緯 33-07-42 東経 131-52-39 ハ 北緯 33-07-42 東経 131-52-42 ニ 北緯 33-07-26 東経 131-52-36 基点第403号 北緯 33-07-27 東経 131-52-28 基点第1252号 北緯 33-07-32 東経 131-52-29 ホ 北緯 33-07-31 東経 131-52-33 ヘ 北緯 33-07-35 東経 131-52-35 基点第1251号 北緯 33-07-35 東経 131-52-31	基点第1250号、イ、ロ、ハ、ニ、基点第403号、基点第1252号、ホ、ヘ、基点第1251号及び基点第1250号の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。ただし、基点第403号から基点第1252号に至る間及び基点第1251号から基点第1250号に至る間においては最大高潮時海岸線とする。	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和6年4月1日から 令和16年3月31日まで	個別	臼杵市大字深江	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積1,000㎡あたり成貝5,000個以内とし、つりかご1吊りにつき、成貝は50個以内とする。
区第2793号	(有)磯和真珠	臼杵市大字中津浦の地先	イ 北緯 33-08-53 東経 131-49-30 ロ 北緯 33-08-51 東経 131-49-29 ハ 北緯 33-08-48 東経 131-49-37 ニ 北緯 33-08-51 東経 131-49-38	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和6年4月1日から 令和16年3月31日まで	個別	臼杵市大字大浜及び大字中津浦	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積1,000㎡あたり成貝5,000個以内とし、つりかご1吊りにつき、成貝は50個以内とする。
区第2890号	(株)上甲真珠	津久見市大字長目字伊崎の地先	イ 北緯 33-06-20 東経 131-53-13 ロ 北緯 33-06-20 東経 131-53-25 ハ 北緯 33-06-12 東経 131-53-25 ニ 北緯 33-06-12 東経 131-53-13	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和6年4月1日から 令和16年3月31日まで	個別	津久見市大字長目	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積1,000㎡あたり成貝5,000個以内とし、つりかご1吊りにつき、成貝は50個以内とする。
区第2891号	富高 秀一	津久見市大字網代の地先	イ 北緯 33-04-12 東経 131-55-13 ロ 北緯 33-04-15 東経 131-55-21 ハ 北緯 33-04-06 東経 131-55-26 ニ 北緯 33-04-05 東経 131-55-19	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和6年4月1日から 令和16年3月31日まで	個別	津久見市大字網代及び大字日見	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積1,000㎡あたり成貝5,000個以内とし、つりかご1吊りにつき、成貝は50個以内とする。

区第2896号	山田 博美	津久見市大字日見の地先	イ 北緯 33-04-05 東経 131-54-44 ロ 北緯 33-04-10 東経 131-54-48 ハ 北緯 33-04-12 東経 131-54-45 ニ 北緯 33-04-07 東経 131-54-41	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和6年4月1日から 令和16年3月31日まで	個別	津久見市大字網代及び大字日見	1 海上交通の女主確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積1,000㎡あたり成員5,000個以内とし、つりかご1吊りにつき、成員は50個以内とす。
区第2897号	(株)上甲真珠	津久見市大字長目字浦代の地先	基点第578号 北緯 33-06-12 東経 131-52-50 イ 北緯 33-06-18 東経 131-52-47 ロ 北緯 33-06-15 東経 131-52-38 基点第1038号 北緯 33-06-11 東経 131-52-39	基点578号、イ、ロ及び基点1038号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和6年4月1日から 令和16年3月31日まで	個別	津久見市大字長目	1 海上交通の女主確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積1,000㎡あたり成員5,000個以内とし、つりかご1吊りにつき、成員は50個以内とす。
区第3292号	(有)オーハタパール	佐伯市上浦大字浅海井浦の地先	イ 北緯 33-02-00 東経 131-55-25 ロ 北緯 33-02-00 東経 131-55-30 ハ 北緯 33-02-03 東経 131-55-30 ニ 北緯 33-02-03 東経 131-55-36 ホ 北緯 33-01-50 東経 131-55-36 ヘ 北緯 33-01-50 東経 131-55-25	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和6年4月1日から 令和16年3月31日まで	個別	佐伯市上浦大字浅海井浦	1 海上交通の女主確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積1,000㎡あたり成員5,000個以内とし、つりかご1吊りにつき、成員は50個以内とす。
区第3390号	(有)オーハタパール	佐伯市大字護江字風無の地先	基点第351号 北緯 33-00-53 東経 131-54-24 イ 北緯 33-00-51 東経 131-54-26 ロ 北緯 33-00-54 東経 131-54-29 基点第352号 北緯 33-00-56 東経 131-54-27	基点第351号、イ、ロ及び基点第352号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和6年4月1日から 令和16年3月31日まで	個別	佐伯市大字護江	1 海上交通の女主確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積1,000㎡あたり成員5,000個以内とし、つりかご1吊りにつき、成員は50個以内とす。
区第3590号	(有)オーハタパール	佐伯市大字高松浦の地先	基点第535号 北緯 33-00-58 東経 131-56-11 イ 北緯 33-01-09 東経 131-56-18 基点第147号 北緯 33-01-09 東経 131-56-21 基点第347号 北緯 33-00-58 東経 131-56-24 ロ 北緯 33-01-05 東経 131-56-16 ハ 北緯 33-01-02 東経 131-56-14 ニ 北緯 33-01-00 東経 131-56-23 ホ 北緯 33-01-03 東経 131-56-22	基点第535号、イ、基点第147号及び基点第347号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域であって、ロ、ハ、ニ、ホ及びロの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除いた区域	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和6年4月1日から 令和16年3月31日まで	個別	佐伯市大字高松浦	1 海上交通の女主確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積1,000㎡あたり成員5,000個以内とし、つりかご1吊りにつき、成員は50個以内とす。
区第3991号	松田 真稔	佐伯市鶴見大字羽出浦の地先	基点第459号 北緯 32-57-01 東経 132-00-00 イ 北緯 32-56-59 東経 132-00-02 ロ 北緯 32-57-03 東経 132-00-08 ハ 北緯 32-57-07 東経 132-00-12 ニ 北緯 32-57-08 東経 132-00-10 ホ 北緯 32-57-13 東経 132-00-14 基点第1253号 北緯 32-57-14 東経 132-00-12	基点第459号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ及び基点第1253号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和6年4月1日から 令和16年3月31日まで	個別	佐伯市鶴見大字羽出浦	1 海上交通の女主確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積1,000㎡あたり成員5,000個以内とし、つりかご1吊りにつき、成員は50個以内とす。
区第3992号	西詰 真司 小野 宗一郎	佐伯市鶴見大字中越浦の地先	基点第1265号 北緯 32-56-18 東経 132-01-39 イ 北緯 32-56-30 東経 132-01-34 ロ 北緯 32-56-30 東経 132-01-42 基点第1042号 北緯 32-56-21 東経 132-01-46	基点第1265号、イ、ロ及び基点第1042号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和6年4月1日から 令和16年3月31日まで	個別	佐伯市鶴見大字中越浦	1 海上交通の女主確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積1,000㎡あたり成員5,000個以内とし、つりかご1吊りにつき、成員は50個以内とす。
区第3993号	西詰 真司	佐伯市鶴見大字羽出浦の地先	イ 北緯 32-56-46 東経 131-59-53 ロ 北緯 32-56-49 東経 131-59-55 ハ 北緯 32-56-47 東経 131-59-58 ニ 北緯 32-56-45 東経 131-59-55	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和6年4月1日から 令和16年3月31日まで	個別	佐伯市鶴見大字羽出浦	1 海上交通の女主確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積1,000㎡あたり成員5,000個以内とし、つりかご1吊りにつき、成員は50個以内とす。

区第3994号	西詰 真司	佐伯市鶴見大字羽出浦の地先	イ 北緯 32-56-20 東経 131-59-57 ロ 北緯 32-56-19 東経 132-00-00 ハ 北緯 32-56-13 東経 131-59-54 ニ 北緯 32-56-15 東経 131-59-52	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和6年4月1日から 令和16年3月31日まで	個別	佐伯市鶴見大字羽出浦	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積1,000㎡あたり成貝5,000個以内とし、つりかご1吊りにつき、成貝は50個以内とする。
区第4690号	(株)福田水産	佐伯市蒲江大字丸市尾浦の地先	イ 北緯 32-47-09 東経 131-52-31 ロ 北緯 32-47-13 東経 131-52-38 ハ 北緯 32-47-05 東経 131-52-42 ニ 北緯 32-47-01 東経 131-52-36	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和6年10月1日から 令和16年3月31日まで	個別	佐伯市蒲江大字丸市尾浦	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。